

第 16 回青森県環境審議会

日時：平成 24 年 11 月 26 日（月）

午後 1 時 00 分～午後 3 時 00 分

会場：青森国際ホテル 2 階「春秋の間」

（司会）

青森県環境審議会委員の委嘱状を交付いたします。

佐々木副知事が皆様の所に参りまして委嘱状を交付いたします。

委員の皆様のお名前をお呼びしますので、その場で御起立の上、委嘱状をお受け取りください。

石田幸子委員

岩間たつ子委員

角谷千恵子委員

熊谷浩二委員

齊藤弘子委員

佐藤久美子委員

佐藤巧委員

沢田禮委員

島口天委員

嶋中由紀子委員

杉澤むつ子委員

竹浪純委員

對馬和義委員

藤公晴委員

鳴海富美子委員

西澤肇委員

二本柳玲子委員

糠塚いそし委員

橋本礼子委員

針生倅吉委員

福土憲一委員

前田愛子委員

村上秀一委員

それでは、ただ今から「第16回青森県環境審議会」を開催いたします。
開会にあたりまして、佐々木副知事から御挨拶申し上げます。

(佐々木副知事)

皆さん、こんにちは。

県の副知事を務めております佐々木でございます。本日は、公務のため出席できませんでした三村知事に代わりまして一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は御多忙中にもかかわらず、そしてまたお足元の悪い中御出席くださいまして誠にありがとうございます。

皆様には、常日頃から環境行政をはじめ、県政全般にわたり格別の御理解、御協力を賜り心から感謝申し上げます。

また、この度は青森県環境審議会の委員就任を快くお引き受けくださり、厚く御礼申し上げます。

近年顕在化しつつある地球温暖化の進行や天然資源の減少、生態系の破壊などの地球規模での環境問題は、人類が直面し早急に対策を講じなければならない最大の課題となっております。

一方、最近では地球温暖化がなかなか話題にのぼることが少なくなりまして、先の臨時国会でも地球温暖化対策基本法が大きな議論もなく廃案となるなど、ここに来て社会的関心が少し薄れていることは誠に残念と受け止めている次第であります。やはり、持続可能な社会を築くための課題と向き合い、その解決に向けて努力することは、これまで限りある資源を消費し、地球環境に大きな負荷を与えることによって快適な暮らしを手に入れてきた私達に課せられた大きな責務です。

昨年3月に発生した東日本大震災は、本県を含め東北地方に大きな被害をもたらしましたが、特に冬期間のエネルギーを必要とする本県にとっては、省エネや節電、そしてエネルギー資源の大切さを再認識したところであり、本県のもつエネルギー分野での高いポテンシャル、豊かな食料や水資源を活かしながら、安全・安心で持続可能な社会を築き、次の世代に引き継いでいかなければならないとの思いを強くしたところでもございます。

現在、県では、「循環と共生による持続可能な地域社会」の実現に向けて、「第三次青森県環境計画」に基づく施策に積極的に取り組んでいるところでございますが、青森らしさをつくる財産であり基盤でもある本県の環境を県民の皆様と一緒に守り育てていくことが重要であると考えております。

委員の皆様には、今後2年間、本県の豊かで美しい自然環境の保全と快適な生活環境の創造に向けた施策の推進にあたり、環境全般にわたる調査・審議をお願いすることになりますので、忌憚のない御意見、御提言を賜りますよう、心からお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

(司会)

それでは、ここで改めて委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

弘前大学白神自然環境研究所非常勤講師の石田幸子委員です。

三沢市交通安全母の会会長の岩間たつ子委員です。

つがる森林組合業務課長の角谷千恵子委員です。

八戸工業大学大学院工学研究科土木工学専攻教授 熊谷浩二委員です。

青森大学薬学部准教授 齊藤弘子委員です。

八戸工業高等専門学校准教授 佐藤久美子委員です。

日本地質学会会員でいらっしゃいました佐藤巧委員です。

青森県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長の沢田禮委員です。

青森県立郷土館主任学芸主査の島口天委員です。

青森県建築士会女性委員会委員 嶋中由紀子委員です。

青森県旅館ホテル生活衛生同業組合常務理事 杉澤むつ子委員です。

新任委員の「岩木山を考える会」事務局長 竹浪純委員です。

青森県猟友会会長の對馬和義委員です。

新任委員の青森大学大学院環境科学研究科講師 藤公晴委員です。

自然観察指導員の鳴海富美子委員です。

NPO法人青森県太陽光熱利用研究会専務理事の西澤肇委員です。

AMLS(アムレス)協議会会長 二本柳玲子委員です。

弘前大学大学院理工学研究科教授 糠塚いそし委員です。

青森県商工会女性部連合会副会長 橋本礼子委員です。

日本野鳥の会あおもり顧問 針生倅吉委員です。

八戸工業大学大学院工学研究科土木工学専攻教授 福士憲一委員です。

十和田・八甲田地区パークボランティア連絡会副会長の前田愛子委員です。

青森県医師会副会長 村上秀一委員です。

なお、本日欠席されておりますが、弘前大学農学生命科学部教授の青山正和委員。

弘前大学人文学部准教授の飯考行委員。

弘前大学教育学部教授の猪瀬武則委員。

北里大学獣医学部教授の進藤順治委員。

北里大学獣医学部講師の高松利恵子委員。

野辺地町漁業協同組合女性部長の野坂ナリ子委員。

八戸短期大学看護学科長の蛭田由美委員。

弘前大学人文学部准教授の山口恵子委員。

白神案内山の会代表 山田兼博委員。

青森県ユネスコ協会理事の山田昌子委員。につきましても、委員に御就任いただいております。

引き続きまして、本日この会議に出席しております県職員の紹介をさせていただきます。先ほど御挨拶申し上げました佐々木副知事でございます。

林環境生活部長です。

北沢県境再生対策室長です。

濱谷環境政策課長です。

前澤自然保護課長です。

環境政策課の石坂課長代理です。

同じく環境政策課、山下低炭素社会推進グループマネージャーです。

環境政策課、蝦名循環・環境産業グループマネージャーです。

環境政策課、松村廃棄物・不法投棄対策グループマネージャーです。

環境政策課、長谷川環境保全グループマネージャーです。

自然保護課、久保自然公園グループマネージャーです。

自然保護課、前田自然環境グループマネージャーです。

県境再生対策室、中野工事管理担当副参事です。

県境再生対策室、成田周辺生活安全・責任追及担当総括主幹です。

県境再生対策室、佐々木環境再生計画担当総括主幹です。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境政策課計画・管理グループマネージャーの工藤でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、本日の会議の成立についてでございますが、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席で会議が成立することとなっております。

本日は、全委員 33 名中、現在 23 名の委員に御出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき会長が議長となって会議を進めることとなっております。また、会長を補佐する副会長を置くこととなっております。

今回は委嘱後初めての審議会ということでございますので、会長、副会長を委員の皆様との互選により選任することが必要となっております。

つきましては、会長、副会長の選任にあたって、仮議長を決めて進めたいと思いますが、仮議長の選任については事務局に御一任いただくという形でのよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

それでは、事務局に御一任ということをいただきましたので、前期の審議会で副会長を

されていましたが福士憲一委員に仮議長をお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

【異議なしの声あり】

「異議なし」という声をいただきましたので、福士委員に仮議長をお願いしたいと思います。

福士委員には、大変恐縮でございますが、前方の議長席にお移りいただきまして進行をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(福士仮議長)

ただ今、仮議長の御指名をいただきました福士でございます。

会長が決まるまで、仮議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

早速ですが、会長の選任に入りたいと思います。

先ほどの説明にもありましたとおり、条例に基づきまして会長は委員の互選により決めるということとなっております。自薦、他薦ございますが、どなたか御意見がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

(針生委員)

針生でございます。

座ったままで発言させていただきたいと思います。

会長には、ただ今、仮議長を務めておられます福士委員。そして、副会長には石田幸子委員をお願いしてはいかがでしょうか。

以上。

(福士仮議長)

ただ今、不肖私を会長という御意見がございましたが、他に誰かいらっしゃいますでしょうか。

【異議なしの声あり】

よろしいでしょうか。

それでは、「異議なし」という発言をいただきましたので、今後、私が会長を務めさせていただきます。

次に副会長を選出したいと思いますが、ただ今、針生委員から副会長には石田委員がい

かがでしょうか、という御意見がございましたが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

それでは「異議なし」という御意見が出ましたが、石田委員、よろしいでしょうか。
ありがとうございます。

副会長は石田委員を選任するということで決定したいと思います。よろしく願います。

(司会)

それでは、会長は福士委員、副会長は石田委員ということで決定になりました。

ここで、今決定をいただきました福士会長、石田副会長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。

福士会長には、その場でお願いいたします。

(福士会長)

ただ今、会長に選任されました、八戸工業大学の福士と申します。よろしく願ひ申し上げます。

青森県、私共、住んでおりますが、非常に豊富な環境があちこちに見られて、大変に良い県だということになっております。ただ、それはそれなりに、良い県であるがゆえに非常にまた、ある意味では環境問題に対して難しい場面に遭遇するであろうということが考えられるわけです。より良い環境をどうやって残していくかと、自然保護も含めまして、非常に難しい問題だろうと思っております。

また一方では、地球環境の問題、特に気候変動等の問題に関しても、ここ青森県が免れないということになるかと思ひます。非常に環境問題、複雑で多岐に渡っておりまして、非常に困難も待ち受けているかと思ひます。

そういった中でこの審議会、非常に重要な役割であろうと思ひまして、身の引き締まる思いでございますが、幸いにも構成員の方々、大変様々な方がいらっしゃいます。例えば、理学の専門、工学の専門、医学、社会科学、あるいは現場で、実際にフィールドワークで活躍されているの方々、あるいは業界の代表の方々、非常に多種多様の方がいらっしゃいますので、皆様方の意見を十分にお聞きしながら、青森県の環境を良くするために私自身も頑張っていきたいと思ひますので、よろしく願ひを申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

よろしく願ひいたします。

(石田副会長)

皆様の御協力の下に会長を助けて任務を果たさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、引き続き会議を進めて参りたいと思います。

これからの進行につきましては、福士会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(福士会長)

それでは、議長役を今後務めさせていただきますが、何卒、会議の円滑な進行によりしく御協力のほど、よろしくお願いいたします。

早速ですが、次第に従いまして会議を進めて参ります。

今回は委員改選後の初めての会議ですので、県の環境行政の概要等について事務局から説明をお願いしたいと思います。

(林環境生活部長)

環境生活部長の林でございます。

私から、環境行政の概要について説明をさせていただきます。以下、座って説明させていただきます。

お手元に青森県の環境行政の概要という資料をお配りしておりますが、この資料を開いていただき、1ページから説明をさせていただきます。

まず1番、青森県の行政の組織図でございます。知事以下、県の組織を記載しておりますが、部の上から3つ目、総務部、企画政策部、そして環境生活部ということで、私共の部におきまして、生活環境及び自然環境の保全に関する事務等を所管しているところでございます。

そして環境生活部の行政組織図が2番に記載しております。当部は、5課1室で本庁の組織になっておりまして、その下に出先機関として右側にございます青森県環境保健センター、東青、中南、三八、下北、この4つの県民局に環境管理事務所を設置しているところでございます。

そして、この審議会に関わります課は、環境政策課、自然保護課、県境再生対策室という3つの課でございまして、環境行政を所管しているところでございます。

そしてまた、他の部局におきましても、この環境に関するいろいろな業務を実施しているところでございまして、いろいろな施策にあたりましては、関係各部局とも連携して取組みを進めているところでございます。

2 ページ目が職員の総括表でございます。

環境生活部の職員は、本庁の合計が 129 名、その他に出先機関の合計が 91 名、合計 220 名で仕事をしております。

3 ページでございます。

環境生活部の所掌事務といたしましては、(1) から (4) までございまして、(4) として、今回の審議会のメインになります、生活環境及び自然環境の保全に関する事項という形で所掌事務となっております。

この審議会にかかわります関係課の分掌事務が 3 つ、環境政策課、自然保護課、県境再生対策室という形で整理しております。まず環境政策課につきましては、1 から 19 まで、環境の保全をはじめとした環境に関わります非常に多分野の事務を所掌しているところでございます。

そして、自然保護課におきましては、1 から 8 までの事務でございますが、2 番として、例えば国立公園、国定公園、自然公園に関する事、あるいは 6 番といたしまして、この審議会におきましても部会を設けて審議していただいております温泉に関する事、こういった事務を所掌しております。

そしてもう 1 つが県境再生対策室でございまして、岩手県との県境におきます不法投棄対策に関する事を所掌しているところでございます。

4 ページ以降で 24 年度の主な事業について御説明をしております。

基本的な考え方として、1 番上に 3 行ほど記載しておりますが、基本的には、「青森県基本計画未来への挑戦」、県の基本計画でございまして、この基本計画の着実な推進を図ることを目的としていろいろな事業を実施しているところでございます。

主な分野といたしまして、まず今回の案件でございます環境分野について若干申し上げますと、大きく から までの分野につきまして対応しております。

まず 1 つが といたしまして、東日本大震災からの復興に向けた対応でございます。

震災によります電力供給不足にも対応した省エネルギーの取組みの強化でございます。

2 つ目といたしまして、災害に強い自立・分散型エネルギーシステム、いわゆる再生可能エネルギー等の分野でございますが、こういったシステムの導入の促進等でございます。

そして といたしまして、インセンティブと「見える化」による環境配慮行動の推進ということで、県民の環境配慮行動にかかわりますいろいろな仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

といたしまして、ごみのリサイクル率向上の取組みの強化ということで、紙ごみのほか、本県においては、この紙ごみに次いで排出量が多い食品残さ、こういった食品残さのリサイクルの促進等について取り組んでいるところでございます。

そして でございます。これが自然保護課の業務になりますが、世界自然遺産、白神山地の価値の再認識ということで、来年度、世界自然遺産登録 20 周年を迎えるということを経験しまして、来年度に向けまして白神山地の価値と魅力の発信というものをメインとし

ております。

そして、これが県境再生対策室の関係になりますけども、県境不法投棄事案に係りまず原状回復対策の着実な推進という形で、環境分野で主な5項目をメインとして取り組んでいるところでございます。

5ページでは、予算の規模を若干御説明申し上げます。中ほどに表がございますが、県全体の24年の予算額が7,075億円ございますが、うち、我が方の環境生活部関係の予算が161億円ほど、全体の2.3%でございます。

前年度、23年度との比較を御覧いただければお分かりいただけますように、前年対比29億円ほどの増となっております。この増の主な要因といたしましては、上の方の文章の2行を御覧いただきたいと思いますが、東日本大震災の災害廃棄物の処理促進事業費の10億円ほどの事業、そしてまた、この大震災に係る関連といたしまして、再生可能エネルギー等の導入推進事業20億円ほど、こういった事業が今年あるということで非常に増えたような形の事業となっております。

以下、6ページ以降でただ今申し上げました主な項目ごとの主要な施策をお示ししておりますので、大変申し訳ございませんが今日は説明を省略させていただきますが、参考としていただければと考えております。

私からの説明は以上でございます。

(福士会長)

非常に駆け足でしたが。

それでは、ただ今の説明につきまして、何か御意見、御質問がありましたお伺いします。よろしいでしょうか。

それでは、もしも何かございましたら後ほど関係の方にお聞きいただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは続きまして、この環境審議会の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

(濱谷環境政策課長)

環境政策課長の濱谷でございます。座って説明させていただきます。

お手元の資料、青森県環境審議会の概要を御覧いただきたいと思っております。御説明申し上げます。

まず1ページ目、1の(1)設置根拠でございます。

環境基本法及び自然環境保全法において、都道府県は審議会を置くこととされておりまして、その組織などにつきましては、青森県附属機関に関する条例で定められております。

次に(2)審議事項を御覧ください。

審議事項は、として環境の保全に関する基本的事項を調査審議することとされております。具体的に申し上げますと、環境計画の策定や廃棄物処理計画の策定。公共用水域や地下水の水質の汚濁の防止に関する調査審議などがございます。

また、として、温泉法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、その権限に属せられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議することとされております。

具体的に申し上げますと、鳥獣保護事業計画や温泉の掘削許可に係る調査審議などがございます。

次に1枚おめくりいただきまして2ページ目、(3)の委員定数等を御覧いただきたいと思っております。

本審議会の委員の定数は、学識経験を有する者と温泉に関する事業に従事する者を合わせて35人以内とされておりますが、今回委嘱させていただいた委員は計33名であります。

次に(4)の温泉部会につきましては、温泉法の規定により温泉に関する知事の処分に関し意見の答申をするために設置されております。定数は10人以内となっており、部会の議決が環境審議会の議決となります。

次に(5)の委員の任期につきましては、平成24年11月1日から平成26年10月31日までの2年間となっております。

また、これまでの環境審議会と温泉部会の開催状況につきましては、3ページ以降に記載しております。後ほど御覧いただきたいと思っております。

最後に(8)の今年度の開催予定であります。環境審議会につきましては、来年1月と2月の開催を、また温泉部会につきましては、本日、この審議会が終了後と来年2月の開催をそれぞれ予定しております。

以上が青森県環境審議会の概要でございます。

(福士会長)

それでは、ただ今の説明に対しまして、何か御意見、御質問がありましたお伺いします。

よろしいでしょうか。特に御意見等、ございませんでしょうか。

それでは、ただ今の説明等、了解したということといたします。

それでは、次に温泉部会の委員を選任したいと思っております。

温泉部会に属すべき委員の定数、これは10人以内となっております。これまでの実績、あるいは皆さんの役職等も参考に事務局の案をいただいております。これに基づいて指名してもよろしいでしょうか。

それでは、特に異議がないようですので、そのようにいたします。

事務局の案に基づきまして指名いたしますので、皆様、本配布の資料の出席の名簿で確認をしてください。

まずは、5番の薬学の齊藤弘子委員。

7 番の地質学の佐藤巧委員。

8 番の温泉事業従事者の沢田禮委員。

9 番の地質学の島口天委員。

11 番の観光の杉澤むつ子委員。

24 番の医学の村上秀一委員。

それから、本日は欠席されておりますが、下の方ですが、2 番の法律の飯考行委員。

6 番の保養・保健の蛭田由美委員。

以上の 8 名を指名したいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今の 8 人をもちまして温泉部会の委員とさせていただきます。

なお、温泉部会は、この会議終了後、別の会場で開催するということになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事に入らせていただきますが、その前に議事録署名者を指名することになっております。これは順番になっているようですので、今回は佐藤久美子委員、島口天委員を指名したいと思いますが、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

次に本日は諮問案件が 1 件あるということですので、諮問書をお受けしたいと思います。

(佐々木副知事)

諮問書

青森県環境審議会会長 福士憲一殿

次の事項について諮問します

青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の変更案について

平成 24 年 11 月 26 日

青森県知事 三村申吾

よろしく願いします。

(福士会長)

ただ今、諮問書を受取りましたので、議事に入りたいと思いますが、佐々木副知事、所用のためここで退席されるということでございます。

(佐々木副知事)

それではよろしく願いします。

(福士会長)

それでは議事に入ります。

諮問案件の青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等実施計画の変更案について、まず事務局から説明をお願いいたします。

(原県境再生対策室総括主幹)

県境再生対策室の原と申します。

私から、本日、諮問いたします「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の変更案」について、資料1に基づきましてその概要を御説明いたします。その後、皆様から事前に頂戴いたしました意見に対する県の考え方を御説明して参ります。

それでは、こちらのスクリーンを使って御説明しますので御覧いただきたいと思いません。

皆様の資料1の枠で囲んだ部分について先に御説明して参ります。

青森・岩手県境不法投棄事案の概要でございます。

平成11年に青森県の田子町と岩手県の二戸市に跨る原野で産業廃棄物処理業者である八戸市の三栄化学工業株式会社と埼玉県の懸南衛生株式会社による産業廃棄物の不法投棄が発覚しました。

平成12年10月の県境不法投棄現場の全景です。ちょっと見難いかもしれませんが、黄色い点線の上が岩手県、点線の下が本県の現場になっています。この現場は岩手県の方から本県の方に緩く傾斜しておりまして、本県の方が低くなっています。

この図面で左の下、青森県と書いている部分、樹木がありますが、ここと右の草地、黄緑色に見える部分から中央に向かって谷地形になっています。そこに廃棄物が投棄されて埋められてしまったという事案になっています。画面の左が北になっています。

そして、堆肥様物、堆肥のようなごみですね。焼却灰、汚泥、RDF様物、ごみ固形化燃料のようなものですが廃棄物です。これらが投棄されて、ベンゼンなどの揮発性有機化合物、ダイオキシン類に汚染されていました。

この現場について、地盤調査などで用いられる高密度電気探査とボーリング調査等の結果から、廃棄物の量を671,000 m³と推計しました。

さらにこの現場については、浸出水が周辺環境に拡散して、農業用水源、水道水源が汚染される恐れがありました。

これが現場の廃棄物の投棄のされ方の一部ですが、廃棄物の上に覆土をして、さらに廃棄物を捨てて、さらに覆土しているという悪質な不法投棄のされ方がなされていたというものです。これが堆肥様物、焼却灰、汚泥、RDF様物、ごみ固形化燃料に似せたものです。

資料の1番最初に戻りまして、実施計画の変更に至る経緯の原状回復事業の計画的な実施です。県境不法投棄現場の原状回復にあたり、平成16年1月に環境大臣の同意を得て特定支障除去等事業実施計画書を策定し、国の財政支援を受けて原状回復事業を開始して参りました。

本県としては、馬淵川水系の環境保全を目的に汚染拡散の防止を最優先する。廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする原状回復方針に基づきまして、計画的に事業を進めて参りました。

これが現在の現場の状況でございます。本年の6月の上空写真です。

先ほどご覧いただいた現場というのが、画面の半分より上の部分です。

現場は丘の上にありますので、下の部分の緑の部分、樹木が見える部分が急斜面になっておりまして、下に水処理施設があります。汚染拡散防止対策としては、現場をぐるりと鉛直遮水壁を打ち込んで囲んでいます。現場の外には汚染された浸出水が出ていかないということになっています。その上で一番下の部分で汚染水を汲み上げて、それを導水管で水処理施設に運び、水処理施設で浄化しています。浄化した汚染水は、排水基準という基準に適合する状態になった水を放流しております。

一方で廃棄物につきましては、この水色の部分はブルーシートでございます。この茶色に見えている部分が廃棄物を掘削している場所ですが、ここから廃棄物を掘削しています。こちらが選別ヤードと呼ばれる部分ですが、本県の不法投棄産廃は、県内の7つの廃棄物処分事業者で処分しています。主として焼却、熱処理を行う5社、それと埋め立ての2社、計7社に委託しておりますが、それぞれの施設ごと、受け入れ施設の受け入れ基準にあった廃棄物の大きさ、性状に合わせるようにここで選別した上でここから運搬車両に乗せ、計量をして、洗車をして出ていき、県内の7事業者の所に運ばれて処分されます。

現場には、様々な事業を実施するための施設が造られています。ここについては、先ほど申し上げましたが、浸出水を溜めておく貯留槽がございます。さらに下に参りまして、ここには防災調整池、浸出水貯留池があり、こちらに一旦溜められたものを水処理施設で浄化しています。

こういった事業を実施して参ったわけですが、廃棄物推計量の増加による課題と対応ということでございまして、平成22年8月に県として公表しておりますが、事業の進捗によって得られた知見に基づきまして、廃棄物等の量を再推計した結果、現行計画を上回るような廃棄物が現場に投棄されていたことが判明しております。

これは、坪掘りという、現場の元々の地山、地盤を掘り込んで廃棄物を埋めていた状況が明らかになっています。沢山坪掘りと言われるものが見えるかと思えます。こういったものもそうです。

当初はこの部分に廃棄物が乗っていたものですから、電気探査であるとか、ボーリング調査をしたわけですが、こういった坪掘りの状況というものを的確に把握することができなかったという経緯がございました。

廃棄物量が実際にはもっと多いということが分かったわけですが、その結果、計画期限である平成24年度までに廃棄物等を全量撤去することが困難になりました。それから、廃棄物等の撤去の後、原状回復事業のために設置した、先ほど、施設のご紹介をしましたが、そういった施設を解体撤去する必要がありますが、それらの実施が間に合わない、また、

廃棄物等が全部撤去されてもすぐに現場内の汚染水、地下水等が綺麗になるのではなく、現場内に残る地下水等には汚染が残ると見込まれ、その浄化に一定期間が必要となりますが、それらが実施できないといった課題が生じました。

対応ですが、県としては、平成 24 年度までは現行計画の事業費で可能な限り廃棄物を撤去する。25 年度以降における廃棄物等の撤去、汚染水の浄化等に要する事業費については、国に対して産廃特措法の期限延長とその中での財政支援を要望して参りました。

平成 24 年 8 月、本年 8 月に、産廃特措法が改正されました。既に産廃特措法の適応を受けて支障除去等事業を実施している事案のうち、本県以外に香川県など複数の事案が本年度までの事業完了が困難ようになっており、さらに新たに支援の対象となる事案も出てきていることから、国では、平成 25 年度以降も引き続き支援が必要だという判断がなされ、産廃特措法の期限が平成 34 年度まで 10 年間延長されるということが、本年 24 年 8 月に決定しました。

実施計画の変更ですが、県としては、平成 25 年度以降も国の財政支援を受けて原状回復事業を実施するため、専門家、原状回復推進協議会というものを設置しておりますが、そちらの意見を聞いて、今般、実施計画の案を取りまとめました。

県は田子町、それから本日開催されています審議会の意見を聞いた上で環境大臣に協議するということとなります。

こちらは、資料の 2 の実施計画の案、変更案についての項目のご説明です。

1 については現行どおりです。2 については、この事業の実施範囲になります。除去等の対象となる廃棄物、汚染土壌等とその量を明らかにするという事です。

3 の特定産業廃棄物に起因する支障の除去方法、これは事業の内容になります。廃棄物の撤去後における汚染水の浄化の追加。あるいは、撤去後の場内整備等の内容の追加。事業の実施期間、事業費の変更。協議会における協議の内容等を追加しています。

4 番目で処分を行った者等に対して講じた措置、講じようとする措置の内容。これは、廃棄物を不法投棄した原因者に対する責任追及という部分でございますが、私共の実施計画は、平成 19 年にも変更しておりますが、それ以降に原因者、両事業者に対して行った事業に要した事業費の支払いを命じる納付命令等の処分状況の追加。それから原因者である両事業者に対して廃棄物の処分を委託した、ごみを出した事業者、排出事業者からの自主撤去、自主拋出の状況の追加。自主撤去というのは、自ら現場の不法投棄廃棄物を撤去するというものや、それに要する事業費を納付するといった自主的な排出事業者等の措置を追加するという事です。これは時点修正ということになります。

不適正処分の再発防止策、不法投棄防止対策ですが、県がこれまでに行ってきた措置等に係る検証委員会元委員の意見を追加します。

一番最初に計画を策定した時に検証委員会というものを設けまして、そこで県の責任等について検証が行われた経緯がございます。今回の変更に関しましても、検証委員会の元委員をされていた方々のご意見をいただきましたので、それらを追加するということにな

っております。これらに変更の主な内容でございます。

特定支障除去等事業の実施範囲です。ここからは、平成 25 年度以降の事業の概要、あるいは変更計画に記載する内容ということになります。

平成 24 年 10 月までに実施した地山確認とボーリング調査の結果に基づき、廃棄物等の量を精査しております。地山確認というのは、廃棄物等を掘削していくと、現場の元々の地盤、いわゆる地山が出てきますが、そこに本当に廃棄物が無いということを住民に公開の下で確認しています。それによって撤去済み範囲を確定していくという作業をしています。それからボーリング調査の結果に基づいて、廃棄物等の量を精査しています。廃棄物の量は 73 万 2 千³m、106 万 6 千 t です。これは現行の計画を 6 万 1 千³m、6 万 7 千,000 t 上回ります。汚染土壌、これは廃棄物等に触れて汚染された土壌のことですが、これを合わせた総量は 77 万 8 千³m、114 万 9 千 t と算出しています。これは現行計画量を 10 万 7 千³m、15 万 t 上回る数字になっています。

さらに、先ほど申し上げました廃棄物の撤去完了後も現場内に残ると想定される汚染水を事業の実施範囲に追加しております。

廃棄物量ですが、現行計画 99 万 9 千 t、今回、推計したのが 114 万 9 千 t、現行計画に対して 15 万 t 増加するという内容です。

ここは先ほど、平成 22 年に公開したという坪掘りなどによって一時算出した廃棄物量ですが、124 万 5 t と推計しましたが、それよりは精査の結果若干減っているということです。

汚染拡散防止対策です。

廃棄物等の撤去完了後も現場内に残る汚染水は環境基準に適合するまで揚水して浄化していきます。その期間は、廃棄物等の撤去完了後 8 年間と見込んでおり、さらにその後、1 年間の観察期間を設けて平成 34 年度までに終了します。

それから、岩手県側から本県現場に流入する地下水についてです。これは、現場が青森県と岩手県に跨っており、青森県側が低くなっているという御説明をしましたが、分水嶺が岩手県側の現場を通過しておりますので、岩手県側からの汚染された地下水が本県に入ってきてしまう状況がございます。一部、鋼矢板を打って入ってこないようにしている部分もありますが、打たれていない部分からの流入が考えられていまして、それについては岩手県との協議の結果、岩手県が矢板による流入防止対策を講じるということとなりました。

廃棄物等の撤去です。

廃棄物及び汚染土壌については、全量撤去を基本とする原状回復方針を堅持して平成 25 年度中に撤去を完了します。

これが撤去の実績です。平成 24 年度、今年度、計画量を 16 万 t としております。この 16 万 t が達成されれば、平成 25 年度に撤去すべき量は 9 万 6 千 9 百 t となっております、25 年度中に撤去が可能だと見込んでおります。全体量は 114 万 90 千 t です。

撤去後の場内整備です。

現場の地山は、先ほどご覧いただいたとおり、坪掘りなどの不法投棄隠蔽工作のために

形状が大きく変更されておりますので、廃棄物等の撤去完了後には、整地、あるいは土砂流出防止対策のほかに雨水排水対策を実施して参ります。

事業の実施期間です。

計画の期限を 10 年間延長して、平成 34 年度までに完了することとします。廃棄物の撤去は 25 年度で終わります。その後、場内整備をいたします。汚染拡散防止対策については、浸出水処理施設での汚染水浄化を平成 33 年度まで予定しています。その後平成 34 年度までモニタリングを続けて、それとともに水処理施設等の解体撤去を行い、平成 34 年度に事業を終了する予定としております。

事業費でございます。

原状回復事業は平成 15 年度から行っておりますが、延長して行う平成 34 年度までの総事業費は約 477 億円。そのうち、平成 25 年度から来年度以降についての事業費は約 67 億円と算出しております。現行計画が 434 億円と算出しておりますので、43 億円の増ということになります。

これは、変更計画案をまとめるにあたって県が設置している原状回復対策推進協議会で協議していただいた内容、そして変更案の了承を受けたことについても変更案に記載するということになります。

それから、4 番の特定産業廃棄物の処分を行った者等に対して講じた措置、及び講じようとする措置の内容ということで、責任追及の部分でございますが、前回平成 19 年の実施計画の変更がございましたが、それ以降に原因者、三栄化学工業と懸南衛生に行った行政処分として、県が原因者の代わりに現場の支障除去等事業を実施するのに要した費用の納付を求める代執行費用納付命令。それから納付が得られなかった場合に差し押さえ財産等の公売等を行う滞納処分の執行等を追加で記載します。

それから、同じように前回の実施計画の変更以降の排出事業者、原因者にごみの処分を委託した事業者からの自主撤去、自主抛の実績も追加して参ります。変更の内容です。

それから、不適正処分の再発防止策、これは不法投棄の未然防止対策ということになりますが、今般、県境不法投棄事案発覚までの対応について、県境不法投棄検証委員会による検証結果等を実施計画に記載していることを踏まえて、今回の計画の変更においても、当委員会の元委員の方から特定支障除去等事業開始後の措置命令等の行政処分、不法投棄防止対策の実施状況について意見を聴取、意見を聴きました。

その主なものでございますが、行政処分に関し法令等の改正に迅速に対応すべきである。排出事業者等の責任追及は概ね適正である。公費負担軽減の観点から自主撤去、自主抛出をより積極的に進めるべきである。立入り検査、指導件数が増加し、関係機関と連携して対応していることは評価される。こういった御意見をいただいておりますので、これも今回の実施計画の変更案に記載するということになります。

資料 1 の説明については以上でございます。

(佐々木県境再生対策室総括主幹)

ただ今御説明しました資料1のほか、事前に委員の皆様には変更実施計画の本体になります新旧対照表の資料2、そして関係図表の資料3、そして県境不法投棄事案の事業を御紹介する水色の印刷したパンフレットをお送りしておりました。大変短い時間ではありましたが、これにつきまして事前に委員の皆様から御意見、御質問を頂戴しておりました。それをまとめましたものが、本日、追加資料としてお配りしております実施計画の変更案に関する資料への委員からの提出意見等に対する県の考え方で、この追加資料について引き続き御説明いたします。

それでは、この追加資料の1ページ目ですが、まず最初に、糠塚委員から、浄化期間8年の根拠についての御質問を頂戴しております。

これにつきましては、地下水の浄化にあたりましては、地下水の移動速度、揚水井戸1本当たりの集水能力、そして浸出水処理施設の処理能力等を勘案して、現場に最大25本の揚水井戸を設置することとしておりますが、その揚水量と浸出水処理施設の年間処理量、約5万4千 m^3 を設定して試算した地下水の賦存量約26万1千 m^3 と現場のエリアごとの汚染物質濃度を勘案して、地下水が環境基準に達成するまでに要する期間を試算し8年間と見込んだものです。

続きまして、竹浪委員から汚染拡散防止対策についての御質問を頂戴しております。

これにつきましては、変更計画における原状回復方針では、これまでと同様に馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防止を最優先とすることを基本方針としまして、廃棄物及び汚染土壌は、全量撤去を基本としております。

本県では、これまでの事業の中で専門家による合同検討委員会の意見を踏まえた上で、不透水性岩盤に密着するように、先ほど御説明しましたが、現場を囲い込む鉛直遮水壁を設置して汚染が周辺に拡散しないようにした後、本格的に廃棄物の掘削をしまして、これまでも周辺地下水のモニタリングにおいて異常は確認されておられません。

また、平成26年度以降は、廃棄物汚染土壌の全量撤去の完了により、汚染源が無くなりますので遮水壁内に残る汚染地下水を揚水して、環境基準以下になるように浄化し、その後、1年間の水質の経過観察期間を経て平成34年度までに事業を終了する計画としております。

なお、岩手県では、廃棄物の撤去と汚染土壌の浄化は今年度中で終了し、残る汚染地下水の浄化につきましては、5年間延長することとしております。

続きまして2ページ目になります。

同じく竹浪委員から、行政処分についての御質問をいただいております。

これにつきましては、県では廃棄物処理法の安定的施行の確保、不法投棄の未然防止、多額の代執行費用負担軽減のために不法投棄原因者に対する厳格な責任追及が必要であると認識しているところです。

従いまして、県としましては、引き続き原因者に対して代執行費用の納付命令を行うと

ともに、少しでも代執行費用を回収するよう、全力を挙げて取り組んでいくこととしております。

続きまして2つ目です。同じく竹浪委員から、再発防止策についての御質問です。

こちらにつきましては、提言にも、再検証での提言にもありましたが、担当職員の資質向上については、従来から担当者会議や各種研修会への参加、職場内研修を開催しているほか、事案によっては環境政策課と環境管理事務所が一体となって対処しております。

今後とも、不法投棄の未然防止対策の強化に努めて参ります。

また、行政、事業者、関係団体が一体となった監視・通報体制を構築するために不法投棄撲滅青森県民会議を平成14年度に設置し、情報収集体制の構築に努めました。お陰様で、その後も県民、事業者等からの情報提供が継続し、県では速やかに調査などを実施し、悪質な事案については、警察への通報など、厳しい対応をとっているところです。

続きまして、このページの最後です。佐藤久美子委員から、地下水浄化の中間評価についての御質問でした。

こちらにつきましては、平成25年度に廃棄物等を全量撤去し、その後、現場の地下水の浄化を開始いたします。概ね3年経過後に学識経験者などで構成される原状回復対策推進協議会の意見を踏まえ中間評価を行います。

ページが変わりまして、同じく中間評価について糠塚委員からの御意見でした。

こちらにつきましては、中間評価では、地下水が環境基準を達成するまでに要する期間を8年と試算した時の浄化の度合いを参考として、実際の浄化の進捗状況の評価します。目標を達成できなかった場合には、その原因を調査などで見極めた上で、専門家の意見を聞きながら対処して参ります。

続きまして佐藤久美子委員から、汚染拡散対策関係の終了の判断についての御質問です。

こちらにつきましては、地下水の浄化は、地下水質が環境基準以下となり、その後、水質の経過観察期間を経て、それまでの水質の検査結果の傾向に照らして基準を超過する恐れがないと認められる時に終了することとしています。これも中間評価と同様に学識経験者などで構成される原状回復対策推進協議会の意見を踏まえて判断することとしております。

同じく汚染拡散防止対策について糠塚委員から御質問です。

地下水の浄化にあたりましては、地下水の流れや汚染状況などをモニタリングして、その状況に応じて効率的な浄化に努めるとともに、廃棄物の撤去完了後、概ね3年経過後に中間評価を行い、専門家の意見を聴きながら必要に応じて浄化方法を見直すこととしており、県としても出来る限り期間の短縮に努めて参りたいと考えています。その上で8年の期間を超えることがあっても、あくまで浄化を継続し、現場地下水及び表流水並びに現場内地下水が環境基準以下となり、かつ検査結果の傾向に照らし基準に適合しなくなる恐れがないと認められた時点で浄化を終了することとしております。

このページの最後です。竹浪委員から平成25年度以降の事業費と国、県の負担割合につ

いての御質問。次のページ、西澤委員から同じく国、県の経費負担の割合についての御質問を頂戴しております。

撤去する廃棄物の推計量が増えまして、水処理期間も延びたことから経費が増加することとなりましたが、各項目の増減理由につきましては、この追加資料に添付している別紙、A4横の白黒ストライプの事業費の一覧表で御説明しております。

今後の国による財政支援のスキームはまだ決まっておりませんが、現在算出しております総事業費477億円について、現行の支援スキームに基づき試算しますと、国からは約207億円の支援が見込まれます。

また、国からの支援額を除いた分の約7割について起債が認められ、その元利償還の5割につき交付税措置されることから、単純に試算すると175億円が実質的な県の負担額になるものと見込まれております。

モニタリングポイントについて、竹浪委員からの御質問です。

こちらにつきましては、資料2を御覧になると分かりますが、モニタリングポイントのA-6、A-9、A-10につきましては、遮水壁の設置に伴い当初の区分け、現場内としておりましたが、現在、場内から周辺の方に訂正いたしましたので、現行計画の表と記載場所が変更になっておりますが、表から削除したものではありませんので、どうか御理解いただきたいと思います。

最後の御質問です。

佐藤巧委員から、現場の地質についての御質問でした。

こちらにつきましては、事業開始当初の地質調査の結果により、県境不法投棄現場では過去に大規模な地すべりが発生し、現在の地形が形成された可能性が示唆されております。

そこで、平成14年度に現場中央部から南部にかけて、これは図表にありますが、H側線、I側線、こういった側線沿いに弾性波探査、あるいは斜めボーリングを含むボーリング調査を行いまして、その際に透水性試験も併せて行っております。これにより、旧地すべりに起因する弱層部、弱い部分はありますが、既に粘土化して周辺岩盤と密着して、難透水性を呈していることが確認されております。これについて、汚染拡散防止対策上の問題はないと判断し、専門家による合同検討委員会においても了承されております。

なお、これまでの環境モニタリングでは、現場から汚染地下水の浸出は確認されておられません。周辺では異常ありませんが、今後ともモニタリングを継続し、安全に事業を進めて参ります。

以上、駆け足でございましたが、事前に委員の皆様からいただいた御質問、御意見についてまとめたものを説明いたしました。

以上です。

(福士会長)

ありがとうございました。

以上で今回の計画の変更案の骨子、それと事前に各委員の方からいただいた意見ならびに県の回答が説明されたわけです。

ここで質問、意見等に入りますが、折角ですので、まず御意見を寄せられた委員の方でただ今の回答につきまして更に御質問、御意見がありましたらまずお伺いいたします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(西澤委員)

私は、竹浪委員さんと同じような質問をしているわけですが、県で実際、今、負担している代執行費用の分、将来的にはこれは両者、不法投棄した両者とも破産もしくは解散しているわけですから、これは当然、現実的な目で見れば回収できないのが目に見えているわけです。国、県の負担部分について質問したわけですが。その金額については、よく分かりました。

もう1つ気になる所ですが、懸南衛生さんは埼玉の業者ですよね。これは当然、埼玉の知事さんが産廃の許可を与えた業者だろうと思います。従いまして、これは許可を与えた埼玉県にも道義的な責任、さらに突っ込んで言えば、この業者が負担すべき青森県に納付命令を出している額の何割かは、恐らく埼玉県から運んだごみでしょうから、なおかつ自分達が許可を出した業者がなした不法投棄でありますから、埼玉県なりに幾分かの負担はしてもいいのではないかと、私はそう考えますが、いかがでしょう。

(福士会長)

県の方、いかがですか。

(北沢県境再生対策室長)

県境再生対策室長の北沢でございます。

今、懸南衛生の所在しておりました埼玉県の指導が十分じゃなかったというのも1つの原因じゃないかと。そういう面からみて、埼玉県でも負担してしかるべきじゃないかという御意見がございました。

これについては、我々も^{じくじ}忸怩たる思いがあるわけですが、現行の制度上では、埼玉県の方に重大な瑕疵があるというところまで認定できる状況ではございませんし、また制度上も業者が存在している所の自治体で負担するというような制度もございませんので、これは現行の制度でやらざるを得ません。

現行の制度につきまして、先ほど、ちょっと説明申し上げましたが、勿論、不法投棄された自治体だけがこれを全部処理するのはおかしいのではないかということは当然あるわけで、そうした中でできあがったスキームです。国の方で事案によって補助率が違いますが、補助金をいただき、その裏に地方債の発行が認められておりまして、これは借金でこ

ざいますが、その借金の元利償還金を交付税で措置されて、補填されているというようなこともございまして、実質的な県の負担というのは、かなり少なくなっています。要は、捨てられた自治体だけではなくて、国全体として考えましょうというのが根本的な考え方でございますから、そういう意味では、個別の自治体から補填していただく、責任をもって払っていただくということにはなっていませんが、制度上は、国がトータルとして一定の補填をしていただいているという状況になっております。

(福士会長)

いかがでしょうか。

(西澤委員)

今のお答え、幾分、納得しかねる部分もあるのですが、170億円相当の県の負担と申しますと、先ほど、スライドで説明がありましたが、県の総予算の約1割、1,700の1割にあたるわけですね。これはかなり大きな額、かなり大きいというか、県の予算の1割と申しますと、それを、ごみを捨てるために使うということになれば、これはかなりの大きな額になると思うんですよ。看過できない額、一納税者としても看過できない額になると思うんですよ。それはそれで、そういう制度がないということであれば、制度を変えるのも1つの手だとは思いますが。これについての議論はこれでおきまして、先ほどのスライドの中で説明がありました、岩手県側と青森県側、それぞれ別個の国からの予算をもらって、別個に事業をやっているような感じを受けるわけです。

例えば、県境の方に遮へい板を敷いて県側に水が流れてこない。そうしますと、当然、岩手県側では水が流れてこないようにするわけですが、青森県と同じように水の処理場を新しく造ってやるわけですね。青森県と岩手県で同じようなことをやっているわけですよ。青森県と岩手県の事業を別々にやるんじゃなくて、今さら言ってもおかしい話なんですけど、1つの産廃の不法投棄の事案を青森県と岩手県合同でやるという考え方に立って、そうすれば水の処理場も1つで済むわけです。県境に遮へい板を敷く費用もなくなるわけですよ。

これは、やっぱり縦割り行政と申しますか、弊害と申しますか、予算の使い方について、何か無駄なような。我々、一般の民間人から見れば、非常に無駄なように感じるわけですが、その辺についていかがでしょうか。

(福士会長)

はい、どうぞ。

(北沢県境再生対策室長)

現場は1つですので、これは一体としてやるのが効率的じゃないのかというような御意見でございますが、実はこれ、この事象が発覚した当初、青森県と岩手県とで合同検討委

員会というものをつくりまして、どのように事業を進めていったらいいのかというような検討を合同で検討を進めた経緯がございます。

その中で、まず水処理の問題の御指摘がございましたが、水処理につきまして本県側の考え方として、やはり少なくとも、先ほどの現場の説明の中にもございましたように、岩手県側の方が標高が高くて青森県側が低く、地下水の方も向こうの方が水位が高くてこちらが低いということで、岩手県側から青森県側に流れてくるような状況にございました。

地下水を途中で止めて分けて処理するというのは、おっしゃるとおり非効率的でございますので、青森県側といたしましては、少なくとも分水嶺から青森県側に流れてくるもの、地下水については、共同で処理しましょうということで提案した経緯がございます。ところが岩手県さんから、それについてはその必要はないということでございまして、当方としては、そういう形で運びたいというようなことがあったわけですが、岩手県さんの事情で別々に処理することになったという経緯がございます。

もう一つ、なかなか同じ方法で同じように進められないもう一つの理由で、今、承知しているものを申し上げますが、一つは、ごみの捨て方の形態が若干違います。青森県側については、どちらかという廃棄物が沢山捨てられておりましたが、液体の汚染物質、VOCと呼んでおりますが、ベンゼンとか、そういうものによる土壌とか地下水の汚染が、どちらかという少なく、逆に岩手県側の捨てられ方というのは、廃棄物の量は少ないんですが、ドラム缶に入ったVOCの原液等がかなり、そのまま、原液のまま埋まったりしまして、土壌ですとか、地下水の汚染というものがひどい、というような特徴がございます。

そうした中で、本県側は廃棄物を撤去した後、どちらかという自然浄化で対応できないというような感じで、廃棄物だけでなく汚染土壌も全て撤去して処理するという方法をとっております。

それに対して岩手県さんは、廃棄物は勿論、本県と一緒に同じように全量撤去ですが、汚染土壌については、その現場の中で洗浄して浄化したり、あるいは微生物を使って分解したりして、現場の中で浄化処理するというような方法をとっております。そういうような撤去とか処理の仕方等の違いというのも別々になった一つの要因でございます。

(福士会長)

いかがでしょうか。

(西澤委員)

はい、大変どうもありがとうございました。

先ほど、副知事さんもおっしゃいましたが、青森県の素晴らしい自然環境というのを将来にわたって残すべきであり、なおかつ副知事さんもおっしゃった、青森県のこれは基盤であり資産でもあります。そしてまた、経済的な資産にもなり得るものでありますから、

今後とも、青森県自らリーダーシップをとって青森県の自然環境を守るべく努力していた
だければと思います。

ありがとうございました。

(福士会長)

他に事前に意見を寄せられた委員の方々、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(竹浪委員)

委員の竹浪です。

質問の2つ目の所を書いてある私の質問に対して、きちんと答えられていないなという
ふうな印象を持ちました。

これは、岩手県のことを私が聞いたので、岩手県のことはこちらの方の問題でないという
ことで答えなかったのかどうか知りませんが、鋼矢板による遮断というのが、話し合いの
結果そういうふうになったという報告ですが、実際にこのことで傾斜が青森県側に向かっ
てきているわけですから、そのまま廃棄物があるままになっている状態で水が、結局、青
森県側に流れてくるだろうと。その際に鋼矢板による遮断というものが実際問題として最
良の方法、あるいは本当に大丈夫なのかどうかということをお伺いしたわけでは

実際にこれから地震なんかの地殻変動があった場合に、結局、全量撤去しないわけでは
ないから、残っているわけですから、どういう状態になるかというのは、これは予測できな
いと思います。

なので、モニタリング、せめてモニタリングというのは、相当長期的にやらないと、い
つこういう問題が、投棄されたものがまた出てくるというふうなこともあり得るんじやな
いかと、そういう心配をしての質問だったので、そのことについて改めてお伺いしたいと
思います。

(北沢県境再生対策室長)

ちょっと舌足らずな部分があったようで、大変恐縮でございます。

岩手県との県境の所の鋼矢板につきましては、まず、現在、一部といいますか、かなり
の部分について鋼矢板で仕切っている部分がございます。

これは、さっき水処理の話と一緒にできなかったという時点で、向こうから流れてくる
というようなことが当然あるわけですので南側の約3分の2の部分は矢板を打っておりま
す。

打った前と後の効果については、電気伝導度、水に不純物がどのくらい含まれているの
か、あるいは水位がどのくらいなのかを確認しており、打った後、かなり水質も変わ
っていますし、それから水位も下がっているという事実がございます。そういう面では一

定の効果がしっかりあるものと考えております。

今回、鋼矢板を設置していただくということを決めていただいた部分というのは、残りの北側の約3分の1の部分ですが、こちらにつきましては、実はごみの撤去はもう既に済んでおりまして、かなり早い時期に撤去を済ましてしまった部分です。また、その当時の基準で、基準を超えるような有害物質が含まれていなかったというようなこともございまして、遮水壁の必要なしということで、青森県としては打っていただきたかったのですが、岩手県の方でそういう判断をして打っていただけなかったという経緯がございます。しかし、平成22年度に新たに1,4-ジオキサンという有害物質が新たに環境基準に追加になりまして、これが矢板を打っていない県境部分で検出されているということで、合同で調査した結果、向こうから流れてきているというふうに考えられるというような結果が出たものですから、それで今回打っていただくということになりました。

打っていただく際には、どこまでどういう構造で打っていただくかというのは、本県と岩手県と協議させていただいて、これから具体的な中身を詰めて参りますが、県境の事業の進め方について協議するための組織、原状回復対策推進協議会という協議会がございまして、こちらの方にも専門家の先生がおられますので、福士先生にも入っていただいておりますが、そうした中でそういう御意見も伺いながら、協議して参りたいと思っております。

(福士会長)

いかがでしょうか。よろしいですか。

(竹浪委員)

了解しました。

(福士会長)

時間に限りがありますので、質問する側も回答する側ももうちょっとだけ簡潔にお願い申し上げたいと思います。すいません。

では、糠塚委員。

(糠塚委員)

糠塚です。

幾つか質問させていただきまして御回答いただき、ありがとうございます。

残念ながら、中間評価の目標値に具体的な値が出なかったということが残念に思うんですが、中間評価、それから事後評価、非常に重要だと思っておりますので、是非、しっかりやっていただきたいと思っております。

経過期間ですが、環境基準以下となつてからの経過期間を1年間というふうに定めてい

ますが、これはどうなのでしょう。というか、例えば、これは想像の域を出ないので非常に申し訳ないのですが、地下水を汲み上げて8年ぐらいやると、地下水のレベルがかなり下がる。ところが、数年数値、地下水のレベルが上がってくるということが考えられますね。そうすると、土壌に付着した、残ってきた汚染物がまた出てくることも考えられるのではないかという危惧があると思いますが、先ほど、竹浪さんも言われたように、モニタリングをどの時点までやるかということ、その辺、御意見をいただきたいと思います。

(福士会長)

はい、どうぞ。

(北沢県境再生対策室長)

お答えいたします。

終わる際に目安として1年ということで計画上はみておりますが、これは、1年というふうに完全にフィックスしたものではありません。3ページの上のから3段目の所の2段落目にもございますとおり、現場内地下水が環境基準以下となり、かつ検査結果の傾向に照らし基準に適合しなくなる恐れがないと認められた時点で浄化を終了するというようになっておりまして、1年という期間をとりあえず置いておりますが、1年という考え方についてそれで十分かどうかというのは、これは分かりません。

ただ、8年間、ずっと浄化してくる中で傾向というのはある程度見えてくるだろうと。要は直前、終わってからその後、終わった後だけモニタリングするのであればちょっと不安な部分もございますが、ずっとモニタリングし続ける中で右肩下がりを保ちつつ、下がっているような状況であれば、このぐらいの期間で大丈夫なのかなと。

逆に言えば、数字が上がっているような状況、上がったたり下がったりするような状況にあるようであれば、それで十分という判断が得られないかもしれません。

その辺につきましては、協議会の方の専門家の先生の意見をいただきながら、判断をして参りたいと思っています。

(福士会長)

よろしいですか。

他、いかがでしょうか。

そうすれば、事前に御意見がなかった方も含めましていかがでしょうか。

どうぞ、

(石田委員)

意見というわけでなくて、資料2の実施計画書案の所で、文章的にどうかという箇所がございましたので。

10 ページの所の の所で、汚染土壌等の量という所、ここに何か主語がどういうふうな感じで書いているのかよく分からないような文章なので、主語として、「約 4 万 6 千^mとなつた」の前に「汚染土壌の総堆積量は」というふうな感じで主語を入れた方がいいのではと感じました。

(福士会長)

県の方、いかがですか。

これ、「が」の所に点があって、ここで切れちゃう印象が強いのですが。意味は通るのですが。

(北沢県境再生対策室長)

分かりました。おっしゃるとおりでございます。中身の意味は変わらないわけですので、字句の修正ということで、後で事務局の方に御一任いただければと思います。

(石田委員)

あともう 1 つ、26 ページ以降、平成 24 年何月何日現在という所、日付が何か とか になっていますが、これはこの所、伏せているということですか。

(成田県境再生対策室総括主幹)

26 ページ、27 ページ、黒丸とか黒三角の部分がございませぬ。この部分につきましては、国に計画を協議する直近の前月時点の数値を入力するということで、まだ国の方にあげる段階ではございませぬので、国に協議する段階では確定日付ということで入れるということで対応するというにいたしております。

以上でございます。

(石田委員)

以上です。

ありがとうございました。

(福士会長)

よろしいですか。じゃ、字句修正ということで、これは事務局の方に一任するということになります。

他、いかがでしょうか。

はい、

(針生委員)

ブルーのパンフレットですが、私も見学に行った時、処理施設、污水处理施設の中で見学者用に、右側にありますが、処理後の水で元気に泳ぐウグイが展示されておりますが、ウグイという魚は、私は専門ではないですが、下北半島恐山、酸性度の非常に強い水の中でも元気に成長しておりますし、また、十勝沖地震にあった際、名川町剣吉でガソリンタンクのいわゆる地下タンクにヒビが入りまして、ガソリンが地下水にしみ出て、その中でも馬淵川から釣ってきたウグイが元気に泳いでいたことを思い出しておりますので、本当にこのウグイが適切であるのか。それにさっぱり大きくならないような、昨年、1年ぐらい前から入れていたといいますが、さっぱり成長していないので、少し魚の専門の方と、一緒に御検討なさった方がいいんじゃないかなと、いつもこのパンフレットを見て思い出しております。

以上。

(福士会長)

県の方、いかがですか。

(北沢県境再生対策室長)

ウグイは非常に強い魚なのであまりモニタリングに使用するのには適切ではないんじゃないかというような御意見でございましたが、一般的にこういう形で影響がないかどうか調べるためにモニタリングしている所を調べますと、やっぱり鯉とかを結構使っている所が多いようですが。鯉もウグイと同じように環境に強い魚でございます。

そういう意味では、同じような性質のものだとは思いますが。

逆に、例えば、清流に棲むようなイワナとかヤマメとか、そういうような類の魚になりますと、逆になかなか飼育が難しいという面もございまして、温度管理とか・・・

(針生委員)

いろんな温泉施設でイワナ、ヤマメの料理を出す所がありますが、ちゃんと水槽で生きていますよ。

(北沢県境再生対策室長)

その辺、プロの方が飼育するのはまたちょっと違う面がございます。

それと、モニタリングは排出する段階で十分行っておりまして、確認はしっかりできているということを御理解いただきたいと思います。

(針生委員)

見せるものとしては、不適切だと申し上げております。

以上です。

(福士会長)

いいですか。

他、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(藤委員)

ちょっとぼんやりした質問で恐縮ですが、県の方から今回いただいた資料を見ていると、業者の把握を行われたということで、青森県内に40事業者の排出事業者があって、それ以外にも産廃の処理業者があると思いますが、その業者の協議会とか、そういうものは存在していないのでしょうか。ちょっと私の勉強不足をさらけ出すようで恐縮ですが。要は、通常ですとどんなプロフェッショナルな分野でも専門の協議会みたいなものが存在していて、割とその部分でソフトローというか、業者自身の制御機能を発揮して、事件等の未然防止に繋がるような取組みは行っているわけですが。今回のケースを見る限りは、どうも業者が個々にやっていて、いきなり責任を行政が負うという、ちょっと、よくよく見ると乱暴な構図になっているわけですね。その協議会みたいなものが存在しているのであれば、ある程度そこで吸収することも可能だと思ったりもしたのですが。非常に基礎的な質問も入って恐縮ですが、お答えできる範囲でいただければと思います。

もしない場合、県として何か働き掛けていくのかどうかとか、その辺も含めて。

(福士会長)

はい、県の方、いかがですか。

(林環境生活部長)

いわゆる対応の仕組みの問題でございますが、この事案以降、法改正がありまして、国全体でもってこういう不法投棄があって対応する場合、どう対応するかということがいろいろ検討されまして、現在では、業界もいわゆる業界と国が基金を出し合って、その基金でもって対応するという仕組みができております。

ただ、この県境の不法投棄事案の段階では、その基金が設けられる以前の状態での対応となっております。そういった仕組みが適応される前のものという形になっております。そのために国としては、この産廃特措法を設けて、この事案については対応するという仕組みになっているということになっております。

(福士会長)

よろしいですか。

他、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(熊谷委員)

熊谷と申します。

計画はいいなと思っておりますが、ただ、今日の追加資料とか説明の仕方を見ていて、ちょっとこれはもう十何年経っているの、皆さんは実際携わっている方は百も承知なんだろうけども。県民の方というか、今日もいろんな立場の方が集まっている環境審議会で、私もちょっと様子を見させてもらったというか、今日も意見は、説明は追加したら何とか了解したというようなことになっておりまして。やっぱり事前送付された資料の作り方が少し専門的といいますか、これは長年携わった人用の資料だったなとつくづく思います。

やはり環境審議会は、福士先生もおっしゃいましたが、いろんな立場の方がいらっしゃるといい機会、これはやっぱり県民の代表でいろんな立場の方がいらっしゃるので、ちょっと汚染水と浸出水、どういう使い分けをしているの？というのがありますが、それ以外にも今日の意見内容、追加資料の各委員からの意見内容を聞いても、やはり資料不足というのが否めなかったなと思います。この質疑応答の時間で何とかあったとは思いますが、是非、県境不法投棄、終わるまでもうちょっと情報の発信の仕方を工夫していただければというコメントでございました。

(福士会長)

ありがとうございます。

次から気を付けてということです。

他にございませんでしょうか。大分時間もおして参りました。

よろしいですか。

それでは、特に私の判断ですが、大きな異論というものは無かったように思われますが、そういう扱いでよろしいでしょうか。

それでは、本日の諮問案件の青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等の実施計画の変更の案、これは適当ということで認めてよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

ありがとうございます。

それでは、御異議がないようですので、この諮問案件につきましては、原案が適当であるというふうに認めまして、その旨、答申して参りたいと思います。

この後、答申書の案、これは事務局に作成させまして委員の皆様へ配付いたしますが、準備ができるまで10分でよろしいですか。5分ぐらいでよろしいですか。

申し訳ありませんが、時間がおしていますので、5分だけ休憩ということにして、3時

過ぎには再開をしたいと思います。よろしいでしょうか。

暫時休憩に入ります。

(休 憩)

それでは会議を再開いたします。

皆様のお手元に答申書の案の文面の写しが配付されております。こういった文面でいかがでしょうか。

形どおり、鑑だけでございます。具体的には、本日の資料の2と3というものが具体的な計画案になります。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

(竹浪委員)

追加資料は。

(福士会長)

追加資料と申しますと？

(竹浪委員)

当日配られた資料、意見に対する県の考え方は、これに入らないのですか。

(福士会長)

これは、具体的には直接は入りません。

ということで、よろしいですね。

よろしいですか、いいですか。

(北沢県境再生対策室長)

お諮りしたのは、計画本文についてということでございますので、意見につきましては、私共、これから進めていく上で十分参考にさせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

(福士会長)

当然、会議の記録にも出ていたとか、御意見とか出るはずですので、それは間違いありません。よろしいですか。

それでは、答申につきましては、この文案どおりといたします。

それでは、答申したいと思います。準備の方、よろしくお願いします。

(福士会長)

答申いたします。

青森県知事 三村申吾殿

平成 24 年 11 月 26 日付け青環第 1276 号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認められます。

青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の変更案について

平成 24 年 11 月 26 日。

青森県環境審議会会長 福士憲一

以上です。

(福士会長)

ありがとうございます。

それでは、時間もおしております。相当オーバーしておりますので、この後、温泉部会も開催されるということになっておりますので、本日の議事はこれで終了したいと存じます。

議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。

(司会)

福士会長、委員の皆様、ありがとうございました。

閉会にあたりまして、林環境生活部長から御挨拶申し上げます。

(林環境生活部長)

本日は、委員の皆さんには大変熱心な御審議、大変ありがとうございました。

お陰様をもちまして、本日諮問いたしました県境の不法投棄の案件につきましては、適当という旨の答申をいただくことができました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

そしてまた、今日の会議の中でいろいろな御意見、御質問等をいただいた部分がございます。こういった部分につきましては、十分、今後のこの県境不法投棄問題の対応の中で十分反映させて参らなければいけないと考えているところでございますので、今後ともまた、御指導をよろしくお願いしたいと思います。

そしてまた、この案件以外につきましても、今後とも、この審議会の中で皆様からいただいた御意見、御提言を、十分県の施策の中に反映させていかなければいけないと考えているところでございますので、今後ともまた、いろいろな場面での案件につきまして、御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第16回青森県環境審議会を閉会いたします。
本日は誠にありがとうございました。